恵那総合庁舎職員食堂業務委託に係るプロポーザル募集要項

第１　目的等

恵那総合庁舎に勤務する職員の福利厚生を充実させること、また来庁者の利便性向上を図るため、安定した経営と質の高いサービス、健康面に配慮した安心・安全な食事等の提供が可能な委託業者を選定することを目的に、プロポーザル方式により事業者を募集します。

第２　食堂の概要

所　在　地：岐阜県恵那市長島町正家１０６７－７１
実施場所等：恵那総合庁舎　本館１階

第３　募集内容

１　委託業務名
（一財）岐阜県職員互助会恵那事業部　恵那総合庁舎職員食堂委託業務

２　委託業務内容
食事等の提供（資料１参照）

３　委託業務期間
契約は令和９年２月１日から令和１１年３月３１日までとします。
ただし、契約終了前に受託業務内容の評価を行い、業務内容が良好な場合は、３年毎に更新が可能です。

４　選定方法
プロポーザル方式による審査（企画提案書及び審査会による審査）

５　委託料
（一財）岐阜県職員互助会恵那事業部からの委託料は、無料とします。

６　契約保証金
１００，０００円

７　経費負担等
（１）施設使用料　委託業務で使用する場所は無償で貸与します。
（２）光熱水費　全額負担
①電気、水道使用料及び燃料費は恵那総合庁舎全体の使用料につき面積按分で負担願います。
②ガス使用料は直接ガス会社へ支払い願います。
（ガス単価は岐阜県（恵那総合庁舎単位）で単価契約を毎年締結し、ガス供給契約については受託事業者が直接ガス会社と締結願います。）
（３）通信費　全額負担
施設に設置してある電話機は内線専用（無料）となります。
外線電話が必要な場合は、受託事業者の負担となります。（要相談）
（４）その他　既存の厨房設備等は無償で貸与します。（資料２参照）
食器などの消耗品費・原材料費・人件費・保健衛生費等営業に係る経費は受託事業者の負担となります。
清掃会社による年１回の定期床清掃があります。

第４　応募資格

１　プロポーザルの参加の要件
（１）本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」といいます。）は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる単体の法人であって、次のすべての要件を満たしていることとします。
これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。
①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
②役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア　破産者で復権を得ない者
イ　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２

年を経過しない者

③次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第１項の規程による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で同法第 199 条第１項若しくは第２項又は第 200 条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第１項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑤岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。

⑥岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び共同体でないこと。

⑧過去３年間、県税等の租税公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。

⑨食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の許可を持ち、社員食堂、レストラン又は給食施設にて３年以上の営業実績があること。

⑩過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

（2）留意事項

企画提案書（以下２（６）参照）を提出した日から結果通知が届く日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、失格となります。

ア　仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされたとき。

イ　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ　その他受託に着手し、又は営業を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

２　応募手続方法

（1）スケジュール

項　　目	日　　程
①募集要項等公表・配布	令和８年 10 月 30 日（金）～11 月 20 日（金）
②募集要項等に関する質問の受付	令和８年 10 月 30 日（金）～11 月 20 日（金）
③参加申込書の提出	令和８年 10 月 30 日（金）～11 月 20 日（金）
④現地確認の申込（希望者のみ）	令和８年 10 月 30 日（金）～11 月 20 日（金） 上記期間中に、事前連絡を受けて個別に行います。
⑤企画提案書等書類の提出	令和８年 10 月 30 日（金）～11 月 27 日（金）
⑥審査会開催	令和８年 12 月上旬（予定） ※審査会時間等の詳細は後日連絡します

（2）募集要項等公表・配布

①配布日時　　令和８年 10 月 30 日（金）～11 月 20 日（金）17 時 15 分まで

（ただし、閉庁日を除く平日の８時30分から17時15分まで）

②配布場所　恵那県事務所振興防災課内　（一財）岐阜県職員互助会恵那事業部
（岐阜県恵那市長島町正家１０６７－７１　恵那総合庁舎４階）
※募集要項は、岐阜県のホームページ（恵那県事務所）からも入手できます。
岐阜県庁トップページ（http://www.pref.gifu.lg.jp/）＞県政情報
＞県の概要＞組織案内＞県事務所＞恵那県事務所
※郵送での配布は行いません。

（３）募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

①受付期間　令和８年10月30日（金）～11月20日（金）17時15分まで

②質問書提出方法　質問書（別紙）をＦＡＸ、電子メール（ファイル形式はMicrosoft　Wordとしてください。）又は郵送にて提出してください。
※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
提出先　〒509-7203　恵那市長島町正家後田1067-71
恵那県事務所　振興防災課内　互助会恵那事業部担当　あて
ＴＥＬ　０５７３－２６－１１１１（内２０６　又は　２０４）
ＦＡＸ　０５７３－２５－７１２９
メール　c20508@pref.gifu.lg.jp

③質問書回答方法　質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。

（４）プロポーザル参加申込書の提出

①受付期間　令和８年10月30日（金）～11月20日（金）17時15分まで

②提出方法
・プロポーザル参加希望者は、参加申込書（様式１）を令和８年11月20日（金）17時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。
・持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く平日の８時30分から17時15分までとし、郵便の場合は、締切日当日の17時15分までに到着したものを有効とします。
・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。
※ＦＡＸ、電子メール、電子ファイルでの提出は受付けません。
※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

提出先　〒509-7203　恵那市長島町正家後田1067-71
恵那県事務所　振興防災課内　互助会恵那事業部担当　あて

（５）現地確認の申込（希望者のみ）

①受付期間　令和８年10月30日（金）～11月20日（金）17時15分まで

②申込方法　現地確認の申込については、電話にてご連絡ください。
（申込後、個別に日程調整をさせていただきます。）
連絡先　０５７３－２６－１１１１（内２０６　又は　２０４）
恵那県事務所　振興防災課内　互助会恵那事業部担当

（６）企画提案書等書類の提出

①受付期間　令和８年10月30日（金）～11月27日（金）17時15分まで

②提出書類
ア　企画提案書（様式２）
イ　履歴事項全部証明書（※提出日において発行から３ヶ月以内のもの）
ウ　直近３事業年度の財務諸表
（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）
エ　暴排措置対象法人等でないことの誓約書（様式３）
オ　誓約書（様式４）

③提出部数　ア、ウについては２部、イ、エ、オについては原本１部と副本１部を一式として提出

④提出方法及び提出先

・令和8年11月27日（金）17時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。
・持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとし、郵便の場合は、締切日当日の 17 時 15 分までに到着したものを有効とします。
・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

※ＦＡＸ、電子メール、電子ファイルでの提出は受付けません。
※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

提出先　〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71
恵那県事務所　振興防災課内　互助会恵那事業部担当　あて
ＴＥＬ　０５７３－２６－１１１１（内２０６　又は　２０４）

第５　参加に際しての注意事項

１　参加申込後、期限までに企画提案書の提出がなかった場合は辞退とみなします。また、提出された企画提案書等の書類の返却はいたしません。
２　参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
３　企画提案書作成に要する費用、審査会に要する経費等参加に係る経費は、参加者の負担となります。なお、審査会では定食の試食を実施します。 その際、食堂厨房を利用される方は、調整が必要となりますので別途連絡願います。
４　参加者は、複数の企画提案書の提出はできません。
５　提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は認めません（ただし軽微なものを除く）。
６　提出された資料は、岐阜県に対して報告するため、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

第６　審査に係る事項

１　審査方法

企画提案の審査は、互助会恵那事業部が別に定める審査委員により組織された「恵那総合庁舎職員食堂委託業者選定プロポーザル審査委員会」が行います。

２　プロポーザル審査会

（１）開催日：令和8年12月上旬（予定）
（２）開催場所：恵那総合庁舎４Ａ会議室
（３）企画提案の所要時間　　プレゼンテーション　１０分程度
その後質疑応答　　２０分程度
サンプル試食審査　　３０分程度
（４）サンプル試食審査について
・提供を予定している価格相当の定食のサンプルを１食フルセット（値段、エネルギー、食塩相当量を表示）展示してください。
・試食審査については、審査委員人数分の試食品を用意していただき試食により審査しますが、詳細については、プロポーザル参加申込者に別途連絡します。
・展示品及び試食品について、味、栄養バランス、見栄えについて審査します。
・当日は、展示用及び試食用サンプル、試食用の皿、はし・スプーン等をご用意ください。
（５）注意事項
・開催日時、場所及び各参加者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
・プレゼンテーションは企画提案書を使用して行うものとし、当日に新規資料を配付すること及びスライド機材等を使用することはできません。
・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
・指定の時間に遅れた場合、審査対象とはいたしません。

３　審査項目及び審査内容

別表１、２のとおり

４　最優秀参加者の選定

・審査結果に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀参加者を選定します。

・複数の最高得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として、出席審査委員が協議し最優秀参加者を決定します。
・最優秀参加者の決定に当たっては、各審査委員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の６０％以上であることを最低基準とします。

５　参加者が１者又は無い場合の取り扱い

・参加者が１者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは、当該参加者を最優秀参加者とします。
また、基準点に満たない場合、又は参加者が無い場合は、再度公募を実施します。

６　審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加者に文書にて通知するとともに、岐阜県のホームページ（恵那県事務所）上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

公表する内容は以下のとおりです。

①最優秀参加者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
②全参加者の名称（申込順）
③全参加者の評価点※（得点順）
④最優秀参加者の選定理由
⑤審査会の審査委員の氏名

※参加者が２者の場合には、参加者の競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第７　契約に関する留意事項

１　契約の締結

契約に当たっては最優秀参加者と(一財)職員互助会恵那事業部が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、令和 8 年 12 月を目途に契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀参加者と互助会恵那事業部との協議により必要に応じて内容を変更します。なお、最優秀参加者と互助会恵那事業部との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い参加者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

また、この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

２　その他

最優秀参加者が、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル審査会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第８　問い合わせ先及び各種提出・申込先

担　当　　恵那県事務所　振興防災課　管理調整係
　　互助会恵那事業部担当　（竹中・上村）
住　所　　〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71
電　話　　０５７３－２６－１１１１（内線２０６・２０４）
ＦＡＸ　　０５７３－２５－７１２９
メール　　c20508@pref.gifu.lg.jp
Ｈ　Ｐ　　http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenjimusyo/ena-jimusyo/